

【家庭との連携の進め方】

幼稚園教育要領(平成 10 年 12 月 14 日)

第 1 章 総則 2 幼稚園教育の目標

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第 7 8 条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。

第 3 章 指導計画作成上の留意事項

1 一般的な留意事項

(7) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。

1 幼稚園を親と子の育ちの場ととらえる

(1) 保護者の子育ての不安

今、幼稚園に求められている連携の一つに、しつけの問題など保護者の子育て相談に応じることが挙げられている。

教師と保護者は、幼児の生活や行動に対する共通の理解をもった上で、幼児の道德性の芽生えや、社会性の発達のためにどうしたらよいのかを話し合い、相互の理解を深め合う必要がある。

(2) 教師は保護者と幼児の成長に寄り添って

教師は、各家庭で培われた道德性の芽生えを、幼稚園という集団生活の中でよりよいものとなるように援助し、支えていく。そのためには、保護者と同じ目線で幼児の生活を共に考える必要がある。

保護者の様々な訴えに耳を傾け、保護者に幼児の姿を通して心から話すことである。

教師は、幼児の発達への深い理解とともに、教師自身の生き方や子育て全般など、多様で広い視野をもつことが必要となる。

2 幼稚園を子育てを啓発する場として活用してもらおう

幼児一人一人の家庭での生活を踏まえて幼稚園生活をつくり出すとともに、幼稚園生活の充実が家庭教育の充実につながるように、幼稚園が子育てに関する適切な情報を提供し、幼児教育の専門施設としての情報発信の役割を果たすことが重要である。

幼稚園が提供する情報によって、保護者自身が自分の子育てを振り返る機会や、子どもの成長を楽しみに感じられる機会となるように、情報の提供の仕方を工夫する必要がある。

子育てに関する適切な情報を、広く地域の人々にも提供し、幼稚園が「地域全体の人々が子育てについて共に学び合える場」になることが期待されている。

参照 用意園教育資料第2集「家庭との連携を図るために」平成4年7月（文部省）